

板橋区立蓮根第二小学校 P T A 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、板橋区立蓮根第二小学校 P T A（以下「本会」という。）が、取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、P T A活動の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、P T A会長に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定に関わらず、個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項またはすべての事項について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等としてすでに配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報の保管にあたっては、紙媒体は施錠保管とする。電子データはP T Aが管理するクラウドストレージ等に保管し、必要な者のみがアクセスできるよう権限管理を行う。また、暗号化やパスワード保護を施すなど、安全管理のために必要な措置を適正に講じるものとする。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(秘密保持義務)

第9条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第10条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 11 条 個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

（附則）

本取扱方法は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第 3 条に定める周知の方法をもって会員に周知するものとする。

令和 2 年	4 月	1 日	制定
令和 8 年	4 月	1 日	一部改訂